

別添79 衝撃緩和式後写鏡の技術基準**1. 適用範囲**

この技術基準は、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特種自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備える後写鏡であって取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のもの（保安基準第44条第5項の鏡その他の装置について準用する場合を含む。）に適用する。

2. 試験方法

次に掲げる方法のうちいずれかにより行う。

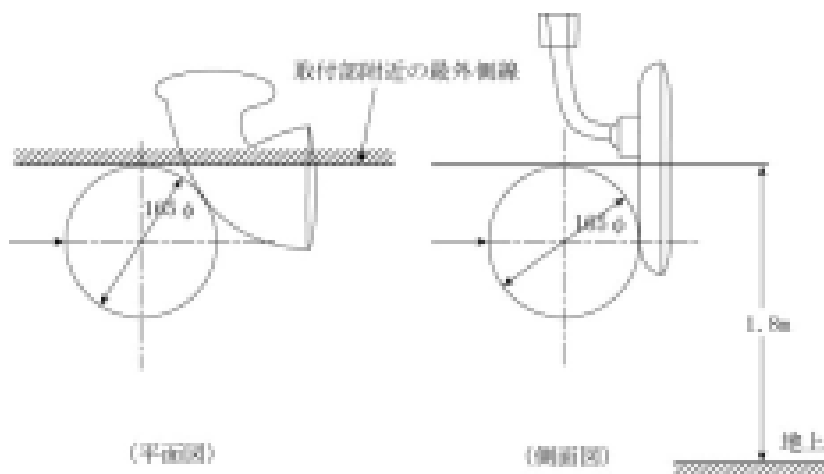
2.1. 静的試験(a)

車両中心線に平行な後向き方向の力を、後写鏡の方向調節部中心（複数の鏡が同一の取り付け部に支持されている場合にあってはこれら鏡のうち最も外側にあるものの方向調整部中心、方向調節部がない場合にあっては鏡体の中心部）に加える。ただし、後写鏡の方向調節部中心が取付部付近の自動車の最外側より内側にあるとき、又は地上高1.8mより上にあるときは、取付部付近の自動車の最外側より突出している鏡体部のいずれの位置に負荷してもよい。

2.2. 静的試験(b)

直径165mmの円筒の外周を取付部付近の最外側線、又は地上高1.8mの線に接するように位置し、車両中心線に平行な後向き方向の力を円筒中心線に負荷する。（図1参照）

図1

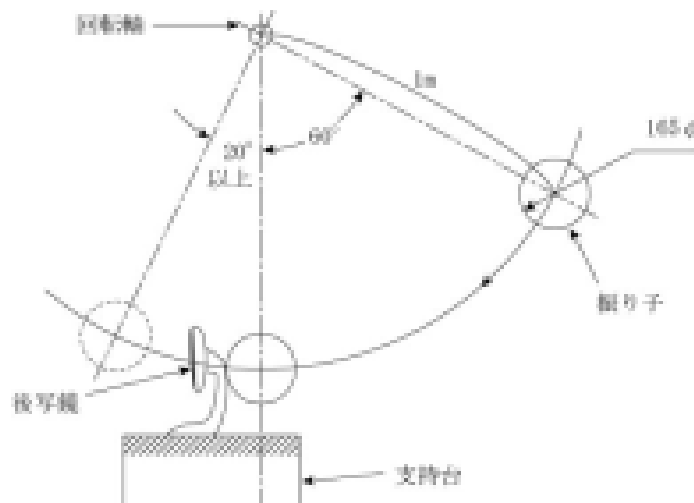
**2.3. 動的試験**

先端がハンマー（直径165mmの球状剛体で、外面はシヨア硬さA50、厚さ5mmの被覆を施したもので有効重量6.8kg）になった振り子（回転軸から衝撃中心までの距離1m）により後写鏡の後部に打撃を与える。

振り子が鉛直になったときにハンマー中心が後写鏡の方向調節部中心又は鏡体中心（複数の鏡が同一の取り付け部に支持されている場合にあってはこれら鏡のうち最も外側にあるものの方向調整部中心又は鏡体中心）に当たるように振り子を取り付け、振り

子を車両中心線に平行な面内において鉛直線に対する角度が 60° となる位置から落下させて行う。（図2参照）

図2



3. 判定基準

次のいずれかの基準に適合すること。

3.1. 静的試験の判定基準

2.1. の静的試験(a)又は2.2. の静的試験(b)を行ったときに、後写鏡が、連続して加えられた力の最大値が245Nを超えることなく、後写鏡取付部付近の最外側部より内側に入るか又は地上1.8m以上になること。

ただし、水平面に投影した状態において、後写鏡支持部の回転中心と鏡体の方向調節部回転中心（複数の鏡が同一の取り付け部に支持されている場合にあってはこれら鏡のうち最も外側にあるものの方向調節部回転中心、方向調節部がない場合にあっては鏡体中心）を結ぶ線と、車両中心線とのなす角度（後写鏡支持部の回転中心と鏡体の方向調節部中心が一致しているものにあっては、後写鏡と取付部付近の車両最外側線が交わる最前点と最大突出点とを結ぶ線が車両中心線となす角度）が標準取付時の状態より少なくとも 10° 以上変位し、かつ変位後 40° 以下になる場合はこの限りでない。

3.2. 動的試験の判定基準

2.3. の動的試験を行ったときに、振り子が衝撃後も運動を続け、車両中心線に平行な面内において鉛直線に対して 20° 以上に達すること。

なお、支持部が破壊した場合には、取付座から10mm以上の危険な突起を有しないこと。